

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 8 号	三田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として地方公務員法の一部が改正されることに伴い、同法を引用する関係条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）</p> <p>【改正内容】 地方公務員法第 1 6 条に規定される職員の欠格事項のうち、成年被後見人又は被保佐人であることが削除されたことに伴い、改正前の同条の規定を引用し、成年被後見人又は被保佐人となった場合の失職の取扱い、当該者が失職した場合における期末手当等の支給の取扱いについて定めた関係条例の規定を整備する。</p> <p>【施行期日】 令和元年 1 2 月 1 4 日</p>